

カナダの老齢年金制度について*

村 上 雅 子

I 制度のフレームワーク

現在、65歳以上の人々をもって規定される「老齢者」に対する、カナダ連邦政府の所得保障は、次の3制度を通して行われている。

- ① 老齢基礎年金 (Old Age Security ; OAS)
- ② 所得保障補足給付 (Guaranteed Income Supplement ; GIS)
- ③ カナダ/ケベック年金プラン (Canada Pension Plan ; CPP/Quebec Pension Plan ; QPP)

この3制度を合わせて通常、公的年金制度と呼ぶ。

(1) 老齢基礎年金 (OAS)

連邦政府の経常財政より支出され、65歳以上の、居住条件を満たすすべての老齢者に男女の差別なく、定額が給付される基礎年金である。制度発足は1952年である。受給に必要な居住条件とは、(i)カナダに10年以上居住しているか、(ii)国外滞在期間の各1年に対して3年間の持続的な国内居住があり、国内居住の合計が10年以上あるか、(iii)18歳以降の国内居住合計が40年以上あるか、のいずれかを満たせばよい。OASは基礎的年金と訳したが、これのみをもって老齢者に最低所得を保障しようとするものではない。OASに次に

述べる GIS および州政府の所得補足が加えられることによって、居住条件を満たすすべての老齢者に一定の最低所得が保障されるのである。

なお1975年より OAS 受給者の配偶者は、60歳から OAS が受給できることになった。配偶者手当 (Spouses Allowances) と呼ばれるが、これは夫婦の所得審査つきで、OAS のほかに所得のある場合は減額される (65歳になれば満額の OAS を受給しうが)。この減額制は低所得の老齢者により集中的に給付をしようとする最近の傾向をあらわし、OAS の普遍性をやや変質させた部分といえよう。

(2) 所得保障補足給付 (GIS)

連邦政府の経常財政より支出され、OAS 受給者が、OAS 以外の「他の所得」が少ない場合に、申請によって所得審査 (Income Test) を受け給付される所得補足である。既婚者の場合は夫婦の所得を合わせて審査され (その他の同居世帯員の所得は問われない)、OAS 以外に所得がない場合の最高給付額は夫婦の場合、単身者の2倍よりやや少ない (表1参照)。「他の所得」には(3)の CPP/QPP 年金その他の移転給付も含められる。「他の所得」が1ドル増えるたびに GIS 給付は50セント減額する、50%の減額率をとっているから、GIS 最高額の2倍に OAS を加えた所得水準で GIS はゼロになる。OAS と GIS 最高額を合わせてもやや最低保障所得に足りない。この差額を埋めるべく、州の老齢者所得補足制度がある¹⁾。例えばオンタリオ州政府の GAINS (Guaranteed Annual Income System) は、最低保障所得と、

* この研究は1983年9月より1年間カナダ政府の Faculty Enrichment Award を受けて行った研究の一部である。客員研究員としての滞在を許された York University とカナダ政府に深甚な謝意を表したい。

表 1 老齢基礎年金および所得保障補足給付の年額推移

(各年のカナダドル表示)

実施年月	1人当たり OAS	GIS 最高額		OAS+GIS 最高額	
		単 身	夫 婦	単 身	夫 婦
1952.1.1	480.00				
1962.6.1	780.00				
1967.1.1	900.00	360.00		1,260.00	
1969.1.1	936.00	374.40		1,310.40	
1971.4.1	960.00	660.00	1,140.00	1,620.00	3,060.00
1973.4.1	1,200.00	841.68	1,495.20	2,041.68	3,895.20
1975.1.1	1,440.72	1,010.52	1,794.96	2,451.24	4,676.40
1977.1.1	1,696.08	1,189.56	2,112.72	2,885.64	5,504.88
1979.1.1	2,006.52	1,647.36	2,739.60	3,653.88	6,752.64
1980.1.1	2,189.04	1,797.12	2,988.48	3,986.16	7,366.56
1981.1.1	2,425.68	2,435.28	3,755.28	4,860.96	8,606.64
1982.1.1	3,013.44	3,743.56	4,230.48	5,476.32	9,696.00
1983.1.1	3,025.20	3,025.20	4,664.88	6,038.64	10,691.76

資料: Canadian Tax Foundation, The National Finances, 1982-83, p. 130, 月額表示のものを12倍した。1983年の平均では1カナダドル=約190円。下記, 表2も同資料, p. 133。

表 2 GIS 受給者/OAS 受給者比

(単位: %)

1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
57.8	57.9	56.5	55.5	55.3	54.7	54.1	53.2	54.0	53.0

OAS+他の所得+GIS との差をちょうど埋めるように給付されるから、他の所得が1ドル増えるごとに、GIS+GAINS の給付は1ドル減ることになる。この GIS と州の所得補足を合わせた給付が100%の減額率すなわち限界税率をもつということは、低所得者に老後に備えての私的年金加入や私的貯蓄を行う意欲を削ぐものとしてしばしば批判されている。

GIS の発足は1967年である。1966年に発足した CPP/QPP は初期10年の退職者には減額年金を給付したため、GIS はこれらの人々に所得補足を行うために設定された。しかし CPP/QPP の満額年金が給付されるに至っても、この給付水準が低いためあって、高齢者へ最低所得を保障するうえで GIS の役割はその後引き続き重かった²⁾。1981年度になお OAS 受給者の53% は GIS を受給していたのである。今後とも高齢者への最低所得保障の役割を GIS や州の所得補足のような、所得審査をとまなう選別的な制度に大きく依存してゆくべきか、それとも OAS のような普遍的な

給付の比重を高めてゆくべきか、あるいは OAS も所得に応じて減額するのか、あるいはまた、就労一抛出経験者に限られるうえで OAS ほど普遍的ではないが、社会保険としての CPP/QPP の中に最低所得保障の役割をより大きくもたせるべきか否かが、高齢者の貧困の実態とからんで、カナダ公的年金制度の基本的な論争点となっている。

(3) カナダ/ケベック年金プラン (CPP/QPP)

社会保険型の付加年金であり、すべての雇用者と自営業者の強制加入の制度である。保険料率は、1966年の制度発足以来、標準報酬 (pensionable income) の3.6%という低率に据え置かれており、雇用者本人と雇主は1.8%ずつ折半負担し、自営業者は全額を負担する。標準報酬とは日本の場合と同様、給与から報酬下限を控除した額の、報酬上限までの額である。日本と違うのは報酬上限が低く、産業平均賃金に一致することを目指して年率12%強で引き上げられつつあるが、1982年になお産業平均賃金の81%レベルと低いことであ

る³⁾。CPP/QPPの退職年金額は、Ⅲ節に算定方式を示して詳細に検討するが、最高額でもこの産業平均賃金を下まわる報酬上限の25%である。この最高額を受給するのは、労働期間中、つねに給与が報酬上限に等しいか、それ以上であった人の場合であり、報酬上限以下の給与水準にあった人はこれよりも少ない。もし給与がつねに報酬上限の2分の1であったならば、退職年金も報酬上限の2分の1の25%である。それゆえカナダの年金社会保険は、保険料率も低い、年金額も低い。これは他の国でしばしば年金社会保険給付に含まれている定額部分が、財政から支出されるOASとして独立していることが基礎にあるからであり、かつ、私的年金への加入等による各人の私的努力を促進する意図を政策がもってきたからにはかならない。このことはCPP/QPP成立前史を顧みるとよくわかる。

(4) カナダ／ケベック年金プラン前史

カナダにおける年金の最初は1870年の連邦公務員のための年金であり、鉄道労働者年金、公企業職員年金がつづき、20世紀に入ってから生命保険会社の扱う個人年金や個別企業の企業年金が徐々に発展する。最初の連邦政府による公的高齢年金は1927年に設立されるが、それは州政府と費用を分担し、資力調査(Means Test)つきで70歳以上に限定されたものであった。大戦前の大不況以来政府が完全雇用と国民の福祉に責任をもつ風潮が高まり、また大戦末期のベヴァリッジ報告とこれに基づく英国の社会保障制度の改革がカナダにも大きな影響を与えた。1951年のOld Age Security Actで現在のOASと同等の制度が70歳以上を受給者として発足し、同年のOld Age Assistance Actにより、1927年の公的年金がカバーしなかった65～69歳の人々にも資力調査付きの給付を行うことになる。これが後にGISに代替される。当時のお多くの労働者は退職による大幅な所得下落に悩んでおり、稼得の一定比率を代替する年金制度への要求が高まったため、1950年代には企業年金の設立が労働組合の目標の1つともなっており、1960年には8,900の企業年金が存在し

たという。

1957年の所得税法によって、“registered retirement savings plans”(RRSP)の制度が導入される。これはRRSP傘下の個人年金に拠出した保険料は、ある上限つきで所得税課税の際所得控除するもので、元来の目的は自営業者に、企業年金に加入している労働者と同等の利益を与えて個人年金加入を促進することにあった。RRSPと企業年金の発展した中でなお多くの人々は老後生活が貧しかった。1961年、65歳以上の男性の48%、女性の72%はOASを老後所得の主要な源泉としていたといわれる。企業年金は、中途退職して他の企業に移った場合受給権を失う。また退職一時金もそれまで拠出した保険料よりはるかに少ない。このことが、転職によっても受給権の連続する、公的労働者年金保険制度への強い要求を促し、CPP/QPPの発足に至らせたのである。

最初、1963年にオンタリオ州が独自の公的労働者年金保険を作り、ついでケベック州がQPPを創設し、間もなく連邦政府がCPPを創設という形で1963年には3つが併立していた。QPPには当時CPPにはなかった遺族年金、障害年金、死亡一時金の給付が入っていた。CPPは最初、賦課方式によって行うことにしていたが、QPPはより高い保険料率により積立方式で進む計画であった。一国全体として共通の原則に立つ労働者年金としてCPP/QPPが確立するには連邦政府と州政府間のさまざまな妥協があったことは想像に難くない。ケベックその他の州からの強い圧力の下でCPP/QPPは積立方式をとり、積み立てられた年金基金は州政府に融資されることとなった。オンタリオ州もCPPに合流し、1966年にCPP/QPPはナショナルプランとして発足する。さらにOAS Actの1966年改正により、所得審査付きの所得補足、GISが発足する。これによってほぼ現在と同じ形の公的年金の制度ができあがったのである。CPP/QPPの目的は、稼得に対する最低限の所得代替率をもった、受給権持続性(portability)のある公的労働者年金保険を提供することであり、そのうえに企業年金、個人年金が補完されることを期待し、企業年金の改善のために規制も強化し

た。しかし CPP/QPP の発足と企業年金への規制はかえって企業年金の増加を抑制する結果となり、1970年以後、数は減少してしまったという⁴⁾。

歴史的にはカナダでは、GIS 型の審査付給付と企業年金が先に発達し、OAS 型の定額基礎年金が加わり、ついで RRSP による個人年金への税制による促進政策があって後に、CPP/QPP が発足したのである。したがって社会保険年金としての CPP/QPP は、個人年金や企業年金という私的保険の具備しえない特性をもちながら、これらの年金を補うものとして要請されているといえよう。CPP/QPP の拡充が要求される一方で、たえずそれを最低限に抑えてむしろ私的諸年金の普及と改善に比重をかけようとする勧告が出されることも歴史的経緯から理解できる。

CPP/QPP は保険料と基金の運用利子収入のみによってまかなわれ、財政からの国庫補助は受けていない。この点でわが国の社会保険制度と対照的であるが、それは年金財政が現在健全であることを意味しない。このことはⅢ節で詳説する。

(5) 遺族年金、廃疾年金、死亡一時金

CPP⁵⁾の中には老齢退職年金のほかに、遺族年金、廃疾年金、死亡一時金の給付制度がある。OAS や GIS にはこれら特殊事情への考慮はない。慢性的疾患による恒久的な退職に対しては廃疾年金が支給されるが、一時的な傷病に対する手当金は CPP にはない。CPP は退職者に対する年金だからである。したがって遺族年金や廃疾年金は、死亡や廃疾退職した時点で老齢退職したとすれば本人が受け取るであろう退職年金を基礎として決定される。これらの受給要件、給付の決定方法は、カナダの老齢未亡人の貧困問題と関連し重要なので詳説しよう。CPP の老齢退職年金はあくまでも拠出者本人に対するもののみであり、配偶者への加給はないから、就労経験のない専業主婦であった老齢女性は (OAS と所得審査による GIS のほかには)、夫の死による遺族年金しか CPP からの給付の可能性はないのである。

遺族年金 (Survivors' Pension) の配偶者遺族年金 (Surviving Spouse's Pension) は、加入者の死

亡時、配偶者が、(i)45歳以上であるか、(ii)被扶養の子供⁶⁾がいるか、(iii)配偶者自身が廃疾者である場合にフルの額が給付される。フルの給付額は死亡した加入者が死亡時退職した場合受給する老齢退職年金の37.5%に定額を加えたものである。配偶者が子供もなく、廃疾者でもなく、加入者死亡時の年齢が35~44歳までの場合は、45歳に満たない1年ごとに10%を減額した年金額となる。配偶者が加入者の死亡時65歳以上であった場合 (これは加入者の老齢退職後の死亡であろう) は、(a)か(b)のいずれか多い方の遺族年金を受けける。(a)自分の CPP 退職年金 (もしあれば) +死亡加入者の老齢退職年金の37.5%、(b)自分の CPP 退職年金 (もしあれば) の60%+死亡加入者の老齢退職年金の60%。ただし(a)も(b)も最高額は通常の CPP 老齢退職年金の最高額をこえないという条件つきである。もし配偶者が就労経験がないため自分の CPP 退職年金はゼロであるとすれば、死亡した夫か妻の老齢退職年金の37.5%のみが CPP から支給される。CPP 退職年金が最高額でも産業平均賃金以下の報酬上限の25%であったことを思えば、その37.5%は、産業平均賃金の9%強の低さであることを想起したい。このほかに OAS を受給するが、OAS はほぼ報酬上限の15%程度であるから両者を合わせても産業平均賃金の24%程度にしかならない。女性の老後は長く、後年になるほど未亡人化している。現在の老齢女性は専業主婦が多かったであろう。ここにカナダ公的年金制度が最低生活保障上 GIS の給付に大きく依存しなければならなかった原因の1つがある。配偶者遺族年金は再婚によって給付を停止する⁷⁾。

遺児年金 (Orphan's Pension) は18歳未満または18~25歳の正規の大学生で未婚の場合、加入者であった父または母の死後給付され、1人当たりの定額である。4歳以下は半額になる。

遺族年金の受給資格には死亡加入者の拠出期間が条件づけられており、生前少なくとも10年または18歳以降死亡時までの年数の3分の1を拠出していなければならない。

死亡一時金 (Lump-sum Death Benefit) は、死

表 3 CPP/QPP の諸年金年額比較

(カナダドル)

	最高退職年金	配偶者遺族年金	遺児年金	廃疾年金	OAS
1980年	2,933.28	1,787.04	687.00	2,886.96	2,189.04
1981年	3,291.72	1,989.36	754.92	3,223.68	2,425.68
1982年	3,691.80	2,234.04	848.16	3,617.04	2,732.76
1983年	4,141.80	2,496.36	943.20	4,049.52	3,013.44

資料: Canadian Tax Foundation, The National Finances, 1982-83, p. 141, Table 7.7 の各年の1月の月額を12倍した。

亡時を退職時とした場合の老齢退職年金の年額の半分またはその年の報酬上限の10%かのいずれか少ない方の額である。

廃疾年金 (Disability Benefits) は、65歳以前に加入者が恒久的に就労不能の状態になったとき支給される年金である。少なくとも5年間の拠出期間を必要とする。年金額は加入者の廃疾退職時において算定された老齢退職年金の75%に定額を加えたものである。廃疾退職者の被扶養の子供には、遺児年金と同額が給付される。廃疾退職者は65歳以降はその老齢退職年金を受給する。QPPにはすでにその制度があるが、CPPに廃疾退職者の配偶者にも配偶者遺族年金と同様の給付をすべきとの批判が起きている。配偶者の就労が困難な状況が多いからである。

CPPの諸年金の水準がどの程度かを示すため、1980～83年の給付額を年額換算して表3に示した。退職年金の最高額を受けたとしてもOASと合計して1983年で7,000ドル、133万円程度である。

以上に述べたすべての公的年金の給付は、消費者物価指数に基づいて4半期ごとに物価スライドされている。

CPP退職年金の算定基礎である報酬上限は、産業平均賃金合致後はこれと同じ名目上昇率で引き上げられるが、退職年金額が決定されるとその後は物価スライドのみであるから、実質賃金の上昇率だけ格差は拡大してしまうのである。これもまた老齢者の相対的貧困の原因となる。

またGISを除く他のすべての年金給付は課税対象所得に含められる。したがって定額給付であるOASも、手取りは限界税率の高い高所得層ほど少なくなる。しかしこの効果は、他方で定額の基礎控除、老齢者控除および私的年金所得控除が

所得税制度にあることによって、相殺されてしまう。定額の所得控除は限界税率をこれに乗じた額の税負担軽減 (tax saving) をもたらすので、限界税率の高い高所得層ほど多額の軽減となるからである。1979年でみると基礎控除は年額2,650ドル、老齢者控除は1,660ドル、私的年金所得控除は1,000ドルで合計5,310ドルとなり、OASの年額2,006.52ドルよりもはるかに大きいから、この差額に限界税率を乗じた額が純便益として残ってしまう。それゆえ、「困ってもいない高所得層にまで一律にOASを給付する必要はない」と批判する人々は、むしろ老齢者控除等の所得控除をOAS以下の水準に下げるか、所得に応じて減額する控除を提案すべきなのである。公的年金の制度と所得税の控除制度を整合的に設定することはいずれの国においても重要な課題であろう。

GISを課税対象所得に含めない理由は基礎控除、老齢者控除および私的年金所得控除の存在によって、GISがゼロになる所得水準は控除の合計額よりも少なく、事実上課税されないからであるという⁸⁾。1979年の場合、GISがゼロになる所得水準はたしかに、 $OAS (2,006.52) + [GIS (1,647.37) \times 2] = 5,301.24$ ドルであり、辛うじて先の控除合計5,310ドルより少ない。したがってもし老齢低所得層が年間1,000ドルもの私的年金所得を受け取るほど個人年金に蓄積していないとすれば（そのような場合が多いであろう）、私的年金がなくてGISを受けている方が可処分所得は多くなる。これは低所得層の個人年金加入意欲を削ぐものであろう。

(7) 私的高齢年金制度

公的年金制度が上述のようにOASとCPPの

表 4 個人可処分所得に占める種類別貯蓄率

	1971年	1976年
CPP/QPP への拠出	0.9%	0.9%
RRSP への拠出	0.5	1.7
住宅形成貯蓄*	—	0.4
その他の個人年金へ貯蓄	1.4	1.7
その他の貯蓄	3.1	6.2
総個人貯蓄	5.9	10.9

出所: Bowdway and Kitchen (1980), p. 35.

(注) * Registered Home Ownership Savings Plan のこと。

最高額を受け取ったとしても最低保障所得にも達しない低水準であるから、各人は何らかの形の私的老齢年金に加入し、個人貯蓄をして老後に備えなければならない。私的老齢年金の主なものは、雇主である各企業の行う企業年金 (Registered Pension Plans; RPP) と、民間金融機関の運営している登録老後貯蓄計画 (Registered Retirement Savings Plans: RRSP) である。特に RRSP は 1957年に始まったが、これを促進するためにカナダの所得税法は種々の優遇措置を与えており、実際その効果もあらわれた。近年カナダの個人貯蓄率は表 4 の示すように 5.9% から 10.9% へとほぼ倍増したが、その中でも特に RRSP への拠出としての貯蓄率の上昇が著しく、1971年から1976年までの5年間に、個人可処分所得に占める RRSP 拠出の比率は、0.5% から 1.7% に増加している。OAS は現在の稼得世代への租税から老齢世代に給付されるから、稼得世代は貯蓄性向に応じて貯蓄を減らし、老齢世代はこれをほぼ消費支出する。したがって OAS, GIS (また州の所得補足を含めて) のような現在の公共財政から支出される賦課方式型の公的年金の拡大は国全体として貯蓄率を引き下げ、資本蓄積を抑制する効果をもつのであるが、RRSP は所得税上の優遇をとるためにこれを相殺する方向、貯蓄率の上昇に効果的に働いたのである。

所得税法上の優遇措置とは次のようなものである。

- ① RRSP への拠出額は、ある上限つきではあるが、所得控除される。その上限は、企業年金に拠出していない者 (自営業者など) の場

合、稼得の 20% または年額 5,500 ドルまで、企業年金への拠出者の場合は年額 3,500 ドルまでである。毎年これだけの所得控除のあることは限界税率の高い者にはかなりの税節約効果がある。1975 年来上限が据え置かれているので、インフレ下、上限を引き上げるべきとの勧告がなされ、1984 年度に上限 5,500 ドルは 1 万ドルに引き上げるべきといわれている。

- ② RRSP への積み立てから得られる利子は、RRSP の年金を受け取る時まで受け取ることができない。したがってそのときまでの利子所得への租税負担はなされない。
- ③ RRSP から年金と利子を受け取ったとき、これは課税対象所得となる。しかしそのとき、基礎控除、老齢控除、私的年金控除の適用によって課税所得がないか、ごく低い課税所得しか残らなければ、積み立てられた RRSP 拠出と利子に対しては受け取られた時点でも、租税負担はゼロまたはわずかになる。RRSP の利率は 3 年据え置きの場合、年率で 10.25% であり、通常の定期預金の 7.25% とかなり差があるから、複利の長期利子額の差は大きい⁹⁾。
- ④ 配偶者の名義で積み立てた RRSP への拠出額を自分の所得から所得控除できる。
- ⑤ 受け取った RRSP の年金と利子額を配偶者の所得に含めることもできる。

④と⑤は限界税率の高い高所得者が、配偶者のための RRSP や配偶者の低所得または無所得を利用して最大限に税節約を行いうることを示す。このような租税優遇措置のため、RRSP は資金があり、限界税率の高い高所得層ほど多く利用する結果になっている。1979 年の全産業平均賃金に相当する 18,000~19,990 ドルの階層では稼得者の 20% が RRSP に拠出をし、年間平均拠出額は 1,440 ドル、40,000 ドル以上の階層では稼得者の 60% が拠出をし、年間平均拠出額は 3,752 ドルである¹⁰⁾。拠出総額は、企業年金への拠出総額を上まわっている。

(8) 公的年金制度の目的について

トムプソン (Lawrence H. Thompson) は最近、社会保障に関する経済分析の展望論文において¹¹⁾、高齢者に対する公的な所得保障の目的を、次の2要素、

- ① welfare (or social adequacy) element
- ② annuity (or individual equity) element

に分け、それぞれを識別可能な別個のプログラムにすべきであり、①は一般財政から調達し、②は稼得水準に結びついた保険料拠出によるべきであると述べている。これは先に高山憲之が公的年金制度の2機能として、①所得補助機能、②私的保険の代替機能を挙げ、両者の機能を制度のうえで分離し、制度としての透明度を高めるべきであること、①は財政によって負担し、現時点で決定に参加する稼働世代の合意のうえで行われるべきであり、②は保険の原理に従って設計し、給付は稼得のどの程度を代替するべきかを決定したうえで、各世代に自らこれをまかないうる保険料を設定すべきであると述べている¹²⁾ことに対応している。ただしトムプソンが①の目的のためには、資力調査付きの給付のケース、高齢者と廃疾者への一律給付 (demogrant) のケース、また両者の結合がありうるものに対し、高山は資力調査付きの給付に限定している。この両機能の分類は適切である。

カナダの公的年金制度は上記の捉え方によれば、①は OAS と GIS および州の高齢者所得補足によって行われ、②は CPP によって行われ、制度としての透明度ははなはだよいといえよう。①の諸制度は各年の一般財政から調達されており、高齢者に対し、一定の最低所得までは所得保障を行うことが制度化されている。②は稼得に対する代替率としては、制度発足10年後の1976年には、報酬上限に等しい稼得者の場合、OAS と CPP の最高退職年金を合計して、稼得の40%となるように設計された。事実は表9(6)に示したように、1976年以後は40%よりも若干下落しているが、ほぼそのレベルにある。ところが保険料の水準、1966年据え置き3.6% (雇主+本人) は1976年以後はもとより、成熟段階に至った場合にも受け

取り年金を積立保険料の元利合計でまかなうという形で、保険原理における個人的公平の条件を満たすように設定されたものではなかった。最初から部分的な積立方式として出発したことの証拠として、ペサンドおよびレアは1973年の連邦保険局の推計を指摘している¹³⁾。この推計は、5.5%の稼得成長率、6.5%の利子率、3%のインフレ率の仮定において、3.6%の現行保険料率のつづく場合、1990年以降基金は減少し始め、1995~2000年のあいだにゼロになるとの予測を示していたからである。

以下において、公的年金制度の機能を、①最低所得保障機能、②私的保険の代替機能と2分類する視点から、カナダの公的年金制度がどの程度その機能を果たしたか、その working を分析したい。①に関してはⅡ節、②に関してはⅢ節をあてる。

Ⅱ 公的年金による最低生活の保障

(1) 高齢人口比率

カナダでは65歳以上の高齢人口比率が7% をこえたのは1941~1951年のあいだで、日本が1970年であったのよりは早い。1981年に9.7%、その40年後の2021年に「高位予測」では20%になるであ

表5 カナダの高齢人口比率

過去の実測		将来の予測		
国勢調査年	(1) 高齢人口 比率(%)	年	高齢人口比率(%)	
			中位予測	低位予測
1871	5.17	1981	9.4	9.6
1881	4.11	1986	10.0	10.4
1891	4.55	1991	10.7	11.6
1901	5.05	1996	11.2	12.5
1911	4.66	2001	11.5	13.2
1921	4.78	2006	11.7	13.8
1931	5.55	2011	12.4	15.2
1941	6.67	2016	13.9	17.4
1951	7.75	2021	15.4	20.0
1956	7.73	2026	17.2	22.9
1961	7.62	2031	18.3	25.3
1966	7.69	2036	18.2	26.3
1971	8.09	2041	17.5	26.6
1976	8.71	2046	17.3	26.7
1981	9.70	2051	17.6	26.7

資料：注16)。

資料：注15)。

ろうという状態は、日本の1980年の実際が9.1%で、その40年後の2020年に21.8%になるとの予測¹⁴⁾と比べると、高齢化の現状と今後の速度はかなり似ている。表5の将来予測¹⁵⁾で「中位予測」とは出産可能年齢女性1人当たりの出生率を、1975年の実測1.9児をふまえて、2児、死亡率については1951～1971年の下落率に等しく1991年まで下落し、その後2011年まで下落率は半分、その後は一定と仮定した。移入民については1977年実績の年間12万人を維持、移出を年間4万人と仮定した推定である。「低位予測」は出生率、死亡率、移入民数をより低く仮定した予測であるから、老齢人口比率はより高くあらわれる。この予測の発表は1980年であったが、1981年の国勢調査の結果は老齢人口比率はすでに低位予測をこえてしまったのである。

生産年齢人口による扶養の負担は、国際比較では(15歳未満人口/15～64歳人口)である児童扶養率と、(65歳以上人口/15～64歳人口)である老齢者扶養率の合計であらわされる。過去の傾向としては、老齢者扶養率の上昇を上まわる児童扶養率の低下があって、総扶養率としては低下しつつあるが、2000年以降に上昇に転じると予測されている。1981年の児童扶養率は33.2%、老齢者扶養率は14.3%で総扶養率は47.5%である。1981年には生産年齢人口が約7人で1人の老齢者を扶養している状態であり、日本の1981年の7.2人で1人の老齢者を扶養している状態と似ている¹⁶⁾。

しかしカナダの老齢者達が若い世代と同居している程度は日本とかなり違う。日本では1981年に老齢者の11%は1人で住み、17%は配偶者のみと住み、10%は未婚の子供と住み、50%は既婚の子供の家族または孫と住み、残り13%はその他の係累と同居していた¹⁷⁾。カナダの1981年国勢調査により、独居、同居の状態別にみると、老齢者の26% (男性の14%、女性の36%) が1人で住み、60%が配偶者と住んでいるか、未婚の子供と住んでおり、既婚の子供の家族や孫とは7%ほどで、その他の係累との同居が7%である。また結婚の状態別に全老齢者についてみると、全体を100%とした比率は1981年に次のようで、未亡人が28%

	夫婦生存	未婚	死別	離婚
男	55.2%	3.6	6.0	0.8
女		5.4	28.1	0.9

を占めている。

(2) 老齢者世帯の所得

老齢者世帯の平均所得は、1981年において全世帯の平均と比べると、65～69歳の世帯で約73%、70歳以上の世帯で約53%である(表6参照)。どの世帯類型も老齢者世帯は低いが、例外は女性世帯主の非単身世帯であり、老齢者世帯の方がその世帯類型の平均よりも高い。これはこの世帯類型の中に多くの貧困な母子世帯が入っているからである。

非単身世帯(family)とは血縁、結婚、養子の

表6 老齢者世帯類型別世帯分布

	平均所得	中位所得
非単身世帯	(ドル)	(ドル)
全年齢	30,440	27,838
65～69歳	22,978	17,507
70歳以上	18,830	13,778
非単身男性世帯主		
全年齢	31,884	29,228
65～69歳	23,117	17,591
70歳以上	18,162	13,434
非単身女性世帯主		
全年齢	18,264	15,413
65～69歳	21,703	17,029
70歳以上	22,675	18,351
単身世帯		
全年齢	13,535	10,631
65～69歳	10,762	7,123
70歳以上	9,061	6,533
単身男性世帯		
全年齢	16,239	14,114
65～69歳	13,274	8,026
70歳以上	10,154	6,921
単身女性世帯		
全年齢	11,430	8,415
65～69歳	9,808	6,876
70歳以上	8,699	6,395
全世帯		
全年齢	25,641	22,534
65～69歳	18,650	13,302
70歳以上	13,579	9,975

資料: Statistics Canada (1983), Income Distributions by Size in Canada, 1981.

関係によって結ばれ同一住居に住む人々、単身世帯 (unattached) とは1人で住むか、上記の関係をもたない人と住む人々である。1981年の OAS 年額は2,425.68ドルであるから単身世帯の所得とは比較可能で、最も低所得の70歳以上女性単身世帯の所得8,699ドルと比べてもその28%程度である。GIS の最高額が年額2,435.28ドルであるから、OAS+GIS 最高額=4,860.96ドル、あるいは OAS+CPP 最高額 (3,291.66ドル)=5,726.94ドルである。もしこの人が OAS と CPP のほかに収入がなければ、CPP の1ドルにつき50セント、GIS 最高額は減額されるから、OAS+CPP 最高額+GIS (789.45)=6,516.39ドルが所得となる。単身老齡世帯の中位所得がほぼこれでまかなわれうというのが、カナダの公的年金の最高の給付水準である。しかしこの CPP 最高額は報酬上限に等しいか、それ以上の給与を労働年数のあいだ、つねに受け取っていた人の場合に可能になる年金額であるから、実際に中位所得以下にいる単身者の CPP 年金はもっと少ないであろうし、1981年に65歳以上の女性の場合、CPP 受給権は大部分もっていないであろう。非単身世帯については、何人の老齡者を含むかは不明であるからこのような比較はできない。

同じ1981年に所得階層別に、老齡者の所得のうち、どの程度を OAS, GIS, CPP, 州の所得補足によって満たしているか、カナダ公的年金の所得維持目的の workability 判断上知りたいのであるが、1981年国勢調査と毎年公刊されるすべての政府統計を利用する限りでは、それは不可能であることがわかった。表7は1976年で古く、所得階層別でもないが、平均的には、老齡者の所得に占める公的年金の比率が、稼得、投資所得、私的年金と比べていかに少ないかを示すものとして引用しておく。この統計の最下段には老齡者世帯の資産額に占める自家資産の比率を示している。老齡者の資産保有状況はどうなのであろうか。

(3) 老齡者世帯の資産

どの国でも資産分布の統計は乏しいが、カナダでも1977年についてなされた特別の調査が最も新しいもので、表8はその年齢別の状況を示す。老齡者の場合、平均所得は8,604ドルと低い、その約5.5倍の資産をもっている。自家保有率は62.6%で、若い世代の自家保有者の大部分が抵当借入を返済未了であるのに対して、老齡の保有者の91%は返済を完了している。

老齡者の低所得に対して公的年金による充足率

表7 老齡者の所得構成と資産 (1976年)

	単 身 者			夫 婦			老 齡 者 全 体		
	私的年金 所得の保 有者	私的年金 所得の非 保有者	単身者 全 体	私的年金 所得の保 有者	私的年金 所得の非 保有者	夫 婦 全 体	私的年金 所得の保 有者	私的年金 所得の非 保有者	全 体
平均世帯所得	\$ 6,879	\$ 4,331	\$ 4,995	\$12,189	\$ 8,749	\$10,165	\$10,781	\$ 7,567	\$ 8,604
所得構成(%)									
(1) 労働所得	5.1	12.6	9.9	18.8	35.9	27.4	22.4	36.7	29.2
(2) 投資所得	25.9	27.6	27.0	21.4	18.4	19.9	19.4	19.2	4.6
(3) 移転所得									
OAS, GIS	25.7	47.4	39.6	24.7	36.3	30.0	23.0	33.4	29.2
CPP/QPP	6.7	4.4	5.2	6.5	5.2	5.8	6.1	4.1	4.9
その他	2.2	5.1	4.1	1.3	3.0	2.1	1.9	4.9	3.7
(4) 私的年金	33.9		12.1	26.8		13.2	26.2		10.6
(5) その他所得	0.4	2.9	2.0	0.6	1.1	0.9	0.7	1.7	1.3
女性の比率(%)	68.6	71.8	71.0						
配偶者死別比率	76.0	80.8	79.5						
平均世帯資産	\$37,820	\$28,287	\$30,770	\$67,966	\$54,666	\$60,141	\$56,244	\$47,712	\$47,074
住宅資産比率(%)	46.5	49.4	48.5	46.2	47.0	46.6	46.6	45.6	46.0

資料: Ontario Economic Council, Pension Today and Tomorrow (1983), p. 83 より引用。

表 8 年齡別資産保有状況 (1977年)

世帯主年齡	平均所得	平均資産	資産／所得比率	自家保有者比率	抵当返済完了者比率	金融資産構成比	自動車資産構成比	自家資産構成比	その他不動産構成比	営業用資産構成比
24歳未満	\$ 9,444	\$ 5,466	0.58%	12.2%	17.4%	-7.3%	29.9%	36.2%	7.8%	33.4%
25~34	16,443	23,664	1.42	52.9	14.4	6.0	10.8	49.7	9.0	24.6
35~44	20,395	57,257	2.81	72.7	24.9	16.3	4.9	44.3	10.1	24.5
45~54	21,056	74,405	3.53	74.4	46.1	14.3	4.2	41.9	10.4	29.1
55~64	16,818	70,300	4.18	70.4	68.7	23.2	3.4	40.3	10.3	22.8
65歳以上	8,604	47,074	5.47	62.6	90.3	33.2	2.6	46.0	8.9	9.2
平均	15,849	46,273	2.92	59.6	46.0	18.7	5.0	43.7	9.8	22.7

資料: Statistics Canada (1979), The Distribution of Income and Wealth in Canada, 1977, Table VI および VIII による。

の引き上げが主張されることが多いのであるが、筆者はかねてから老齡者の「収入」の水準には資産を流動化した場合の年間支出可能額を考慮すべきであると考え、社会福祉サービスに対する料金の負担能力の判定にもこれが重要であると主張した¹⁸⁾。なぜなら老後の低所得は人々の予期するところであり、そのために貯蓄をし、その資産を引き出して、老後の消費にあてる行動をとるからである。また公的年金の引き上げは稼働世代または稼働時代の負担増をとまうが、稼働世代の貯蓄が住宅の取得や子供の教育、また長い将来の不可測事態に備えねばならないのに対して、老齡者の資産は死ぬまでに使いきってもかまわない性格のものである。遺贈の意思の有無は各人の自由であるが、公的年金政策の観点から考えるならば、資産引き出しとしての支出可能額を無視してその水準の引き上げを考えるべきではないであろう。実行上の問題は種々あるが、老齡者の平均的な資産保有が流動化されると、どの程度の年間収入を加えるかを計算しうらば、判断の材料となるであろう。金融の専門家にはより厳密な計算式であろうが、筆者は次のような式によって概算を試みた。

65歳時の資産の総額を A_0 、年々引き出す一定額を X 、利率を i 、65歳から死ぬまでの年数を n とし、毎年残余資産から X を引き出し、残りに利子が加わり、翌年その元利合計からまた X を引き出すと考え、 n 年目に X を引き出した後に死に、資産残額 A_n はゼロになるとすると、

$$A_n = A_0(1+i)^{n-1}$$

$$-X[(1+i)^{n-1} + (1+i)^{n-2} + \dots + 1] = 0$$

したがって次式が成り立つ。

$$X = A \left[\frac{i(1+i)^{n-1}}{1-(1+i)^{-n}} \right] = A \cdot D$$

$$D = \left[\frac{i(1+i)^{n-1}}{1-(1+i)^{-n}} \right] \quad (2-1)$$

もし65歳から80歳まで15年で使いきることを予想しているなら $n=15$ 、利率を現在カナダの定期預金の年率に等しく7.5%と仮定すると、 $D=0.1054$ である。したがって10,000ドルの資産があれば年額1,054ドルを使うことができる。50,000ドルならその5倍である。表8の保有資産額の33%は金融資産、46%は自家資産であるから、金融資産は15,628ドル、自家資産は21,654ドルとなる。利率7.5%の場合、金融資産のみでは年間引出可能額 X は1,647ドル、自家資産を流動化しうるなら X はさらに2,282ドル増え、合計3,929ドルを年間支出可能額にしうる。カナダの老齡者は自立した生活が困難になったら、自家を売却し、老人ホームに入り、その経費にあてる人が多いと聞く。自家に住みながら、その資産を担保に低利の貸付を受けられる公的制度があれば、市場利率とその貸付利率の差が(2-1)式の i になるが、自家資産を含めて X を収入として判断できよう。このように述べるのはカナダの連邦財政も1975年以来財政赤字を拡大しつつあり、1982財政年度OASの支出は個人所得税収入の35.7%に相当する額になっていること¹⁹⁾、そしてCPPはⅢ節で分析するように、21世紀の最初の10年以内に基金は涸渇する状態にあって、現水準の給付を維持するためにも負担の上昇は必須だからである。

III 公的年金による私的保険の代替

私的年金としての企業年金、個人年金の存在にもかかわらず、社会保険制度による公的年金が必要とされる理由は、①職場の移動による受給権の完全な持続性、②インフレーションに対する被保護性、③個人の責任に属さない事由による拠出期間の断絶に対する共同保険性にあるといえよう。③は失業期間に対応する年金額算定上の配慮、遺族や廃疾者に対する年金給付、また制度発足初期段階のため労働期間よりも短い拠出期間を余儀なくされた人々への拠出をこえる給付となつてあらわれる。社会保険としての公的年金は労働者全体あるいは国民全体を加入者としてリスクの共同保険の中に組み込むから、必然的にマクロ的な経済的要因と人口的 (demographic) な要因による影響を受けて、③の要因とともに、必然的に世代間に再分配をもたらす。私的年金にはない①②③のメリットをもつとともに、私的年金にある、拠出とその運用収益の合計が確率的には受給年金総額に等しくなるという、保険計算上の公平性 (これを「個人的公平性」と呼ぼう) はマクロ的な共同保険性によって侵蝕されざるをえないのが公的年金の特性である。しかしそのことは、もし公的年金を積立方式で運用するならば、その保険料率と年金額の設定において、保険における個人的公平性を全く無視してよいことを意味しない。ただ公的年金の特性として世代内、世代間の再分配性を強調するのみでは、料率と年金額の決定に無方針すぎる。積立方式をとる限りは、計画においては人口的、マクロ経済的要因の予測のもとに、拠出期間と労働期間が等しくなった退職者 (これを以下では「成熟段階に達した」退職者と呼ぶ。成熟段階の本来の意味は、退職者の全員がこのような退職者になった状態であるが) において個人的公平性の保たれるような料率と年金水準になることを目標とすべきであろう。カナダにおいても世代間再分配性を強調する一方の雄としてアシマコプロスがあり、個人的公平性の必要を強調する他方の雄としてペサンドーレアがいるが²⁰⁾、筆者は

CPP の過去、現状を考案して、ペサンドーレアに与せざるをえない。

CPP の年金財政状態は、1973年連邦保険局の推計では1982年にほぼ年間の保険料収入と年金支払いおよび運営経費が均等になり、基金が減少し始め、1995～2000年の間に基金はゼロになるというものであった。実際には1982年には未だ年間の収入は支出をこえており、最近 (1982年) の推計では次のように指摘されている²¹⁾。①1985年頃、年間の保険料収入と支出が等しくなる。したがって基金を借り入れている各州に利子の返済を要求しなければならない。これは CPP 借入利子額も債務として加算され、実際には年々返済していないからである。ただしケベック州政府は QPP からの借り入れを州債の公開市場での発行によっており、年々利子を支払っている。②1993年頃、年間の保険料収入プラス利子収入が支出に等しくなる。したがって各州は基金からの借り入れの元金を返済し始めなければならない。③2003年頃、基金はゼロになる。したがってもし現行の保険料率 (雇主・本人を合わせて3.6%) をそれまで維持していたとすれば、これ以後は賦課方式に移行せざるをえない。

CPP は最初賦課方式での実施を計画していたが、3年早く発足していた QPP が積立方式であったことと、各州からの基金借り入れ要求があつて、1966年にナショナルプランの CPP/QPP として発足したとき、部分的 (partial) な積立方式としたという歴史的経緯があり、やがて基金の涸渇することは最初から予想されていたのである。しかし CPP の運営委員会をして「1966年 CPP の発足時から保険料を拠出し始め、1983年1月1日に退職した個人の場合、積み立てられた保険料は雇主と本人の負担分を合わせても、今後受け取る年金の16% にしかならない。この比率は発足後42年を経る2008年に退職する個人の場合になお52%である」²²⁾といわしめるような、低水準保険料率の長期据え置き状態は異常ではないであろうか。

なぜこのような CPP 年金財政の状態になったのか。退職者の全員が制度発足後に労働を開始した人々で占められる成熟段階は、18歳から65歳ま

で47年間の拠出者が出る2013年以降である。前成熟段階の退職者が、納入保険料の元利合計以上の年金額を受給することにより、後世代の納入した保険料積立金を費消してきたのではないか。過去の退職者の各世代は、はたして保険料の何倍位の年金額を受給してきたのか。その倍率は成熟段階に近づくに従って減少してきたのか。成熟段階に達したときには、保険料元利合計が、受給年金総額と一致するように保険料率が定められるべきであるという考え方を、年金負担の公平基準としてとらねば、前成熟段階の退職者の年金受給額、保険料率はどうかあるべきなのか。この「公平な」年金受給額、保険料率に比して、CPPの過去の実態はどう相違していたのか。

このような問い、おそらくCPP加入の労働者達が、今後CPPの年金財政改善のために保険料率の引き上げが要求されるときに必ず抱くであろう問いに、誰にでも入手容易な公開の統計を使って、誰でも計算できる方法で答えてみたい。これが本節の分析内容である。もちろんカナダには連邦保険局をはじめ専門研究者による、大型コンピュータを駆使し、国勢調査に基づくサンプリングから各世代別の典型的個人のライフヒストリーを設定したうえで、過去の退職者の世代別の負担と給付の比較、将来の負担と給付、これに対する保険料率引き上げの影響の予測を行ったシミュレーションモデルが多数ある²³⁾。これらのソフィスティケートされたモデルが政策立案上重要であることは疑いないが、年金制度の改革が幅広い国民の納得と支持を得なければ不可能であることを思うとき、各人が容易に概算しうる方法を提起することも意味があるであろう。

CPPの退職年金年額の算定方式は(3-1)式である²⁴⁾。

$$B_i = 0.25 \times \bar{Y}_m \times \bar{R}_i \quad \text{ただし} \\ \bar{R}_i = \frac{1}{T} \sum_{t=1}^T \frac{Y_{i,t}}{\bar{Y}_m} \quad (3-1)$$

(記号) B_i : 個人 i の退職年金年額 $\bar{Y}_m$: 退職前3年間の平均標準報酬上限 $\bar{R}_i$: 個人 i の平均稼得率 T : CPP加入労働年数 $Y_{i,t}$: 個人 i の第 t 年における標準報酬上限

までの給与 $Y_{m,t}$: 第 t 年における標準報酬上限

算定式(3-1)は、個人 i の年金額は、彼の退職前3年間の平均標準報酬上限 ($\bar{Y}_m$) に、彼の平均稼得率 ($\bar{R}_i$) を乗じた額の25%であることを意味する。同年に退職した人々にとり $\bar{Y}_m$ は共通であるが、各人の労働期間の給与によって $\bar{R}_i$ が相違する。 $\bar{R}_i$ は個人 i の労働期間中の各年の彼の標準報酬上限までの給与と、その年の報酬上限との比率の、労働期間にわたる平均値である。考え方を示すには(3-1)を(3-2)に並べかえてみるとよい。

$$B_i = 0.25 \times \frac{1}{T} \sum_{t=1}^T \frac{\bar{Y}_m}{\bar{Y}_m} \times Y_{i,t} \quad (3-2)$$

つまり過去の各年の給与水準を、退職前3年平均の $\bar{Y}_m$ が各年の $Y_{m,t}$ より上昇した比率を乗じて退職前時点の価値に評価し直し、その労働期間の平均給与の25%を年金としたのである。 T については、最大限その労働年数の15%を差し引いてもよい。したがって失業による無給や低給与の年数を引いた T を用い、それらの年の $Y_{i,t}$ を加算しないで $\bar{R}_i$ を計算しうる。ただし T は最小限10年なければいけない。労働期間を通してつねに給与が標準報酬上限に等しいかそれ以上にあった人の場合 $\bar{R}_i$ は1に等しいから、退職年金は $\bar{Y}_m$ の25%である。 $Y_{m,t}$ は産業平均賃金をやや下まわることがやがて一致するものであり、年金水準の議論のうえでつねに参照される水準であるから、以下の分析では、つねに $Y_{m,t} = Y_{i,t}$ である各世代の代表的退職者を分析の対象としよう。計算も容易となる。表9(4)はこの個人の年金年額であり、(3)はこの個人の支払う保険料である。保険料の算定式は(3-3)である。

$$C_i = 0.036 \times (Y_{m,t} - E_i) \quad (3-3)$$

E_i は標準報酬の下限であり、上限までの給与 $Y_{m,t}$ から下限を控除した額の3.6%が雇主と本人を合わせた保険料であることを示す。

表9には参考のため各年のOAS(5)と、CPP年金+OAS年金の、報酬上限 $Y_{m,t}$ に対する比率(6)、 $Y_{m,t}$ の対前年増加率(7)、年金最高額 B_i の対前年増加率(8)を計算記入した。

1967年以降1983年までの各年の退職者個人の拠

表 9 CPP の退職年金と保険料

(年額, 各年のカナダドル表示)

退職年	(1) 標準報酬上限	(2) 標準報酬下限	(3) 最高保険料	(4) 最高年金額	(5) OAS 年金	(6) $\frac{(4)+(5)}{(1)}$	(7) (1)増加率	(8) (4)増加率
1966	5,000	600	158.4	—	900.00	(%)	(%)	(%)
1967	5,000	600	158.4	125.04	900.00	20.50	0.00	—
1968	5,100	600	162.0	251.66	918.00	22.93	2.00	101.26
1969	5,200	600	165.6	382.50	936.00	25.35	1.96	51.99
1970	5,300	600	169.2	520.00	954.96	27.83	1.92	35.95
1971	5,400	600	172.8	662.50	960.00	30.05	1.89	27.40
1972	5,500	600	176.4	810.00	994.56	32.81	1.85	22.26
1973	5,600	600	180.0	962.50	1,200.00	38.62	1.82	18.82
1974	6,600	700	212.4	1,180.00	1,297.68	37.54	17.86	22.60
1975	7,400	700	241.2	1,470.00	1,440.72	39.33	12.12	24.57
1976	8,300	800	270.0	1,858.33	1,594.80	41.60	12.16	26.42
1977	9,300	900	302.4	2,083.33	1,696.08	40.63	12.05	12.10
1978	10,400	1,000	338.4	2,333.33	1,841.28	40.14	11.83	12.00
1979	11,700	1,100	381.6	2,616.66	2,006.52	39.51	12.50	12.14
1980	13,100	1,300	424.8	2,933.33	2,189.04	39.10	11.96	12.10
1981	14,700	1,400	478.8	3,291.66	2,425.68	38.89	12.21	12.21
1982	16,500	1,600	536.4	3,691.66	2,732.76	38.93	12.24	12.15
1983	18,500	1,800	601.2	4,141.66	3,013.44	38.67	12.12	12.19

資料: (1)(2)(3)(4)(5)は Canadian Tax Foundation, The National Finances, 1982-83, p. 130, 140. 月額表示のものは12倍にした。

出総額(C)は, 1966年以降退職の前年までの各年に拠出した保険料の元利合計である。名目利子率を i , 1966年以降の各年目の保険料を C_t , ($t=1, 2, \dots, 17$), 拠出年数すなわち退職年-1966年を l とすると,

$$C = C_1(1+i)^l + C_2(1+i)^{l-1} + \dots + C_l(1+i) \\ = \gamma[(Y_{m1} - E_1)(1+i)^l + (Y_{m2} - E_2)(1+i)^{l-1} + \dots + (Y_{ml} - E_l)(1+i)] = \gamma A \quad (3-4)$$

例えば1967年の退職者では, $C = C_1(1+i)$ であるが1983年の退職者では, $C = C_1(1+i)^{17} + C_2(1+i)^{16} + \dots + C_{17}(1+i)$ である。

これと比較するために, 受給する年金総額も退職時点における割引現在値(B)とする。割引率は名目利子率(i)に等しく設定する。CPP 年金は, 消費者物価指数に合わせてインデクゼーションを受けるから, この上昇率(インフレ率)を ρ とする。どの年の退職者も80歳で年金受け取り後死亡し, 65~80歳まで16年間退職年金を受給するものと仮定する。退職時の年金を B_0 とすると, 年金受給総額の退職時の現在値 B は次式によってあらわされる。

$$B = B_0 \left[1 + \left(\frac{1+\rho}{1+i} \right) + \left(\frac{1+\rho}{1+i} \right)^2 + \dots + \left(\frac{1+\rho}{1+i} \right)^{15} \right] \\ = B_0 \frac{(1+i) \left[1 - \left(\frac{1+\rho}{1+i} \right)^{16} \right]}{i-\rho} = B_0 D \quad \text{ただし} \\ D = \frac{(1+i) \left[1 - \left(\frac{1+\rho}{1+i} \right)^{16} \right]}{i-\rho} \quad (3-5)$$

この D の部分は以上の仮定によってどの年の退職者にも等しい値となる。

この B と C を, 1967年から1983年までの各年の退職者について計算し, B/C の倍率を求めたのが表10の(1)である。計算の際重要なインフレ率(ρ), 名目利子率(i)については, $\rho=5\%$, $i=7.5\%$ を仮定した。これはシミュレーションモデルで世代(cohort)別かつ恒常所得階層別の年金, 保険料の各総額現在値を推定した, ペサンドーレア(1977年)において, インフレ率5%, 実質利子率2.5%を仮定したことに合わせ, 名目利子率をインフレ率+実質利子率に等しくした。表9のデータはすべて退職年次のドル額による名目額表示だからである。

表 10 年金／保険料倍率、適正倍率、適正保険料率

退職年	(1) B/C 倍率	(2) 適正倍率	(3) (1)－(2)	r* (4) (%) 適正保険料率	(5) (%) (4)－3.6%	r* (6) (%) 適正保険料率	(7) (%) (6)－3.6%
1967	9.9063	47.0000	−37.0937	7.5853	3.9853	0.7587	−2.8413
1968	9.6086	23.5000	−13.8914	7.3599	3.7599	1.4719	−2.1281
1969	9.3145	15.6667	−6.3522	7.1345	3.5345	2.1404	−1.4596
1970	9.0685	11.7500	−2.6812	7.9462	3.3462	2.7785	−0.8215
1971	8.8188	9.4000	−0.5812	6.7548	3.1548	3.3774	0.0174
1972	8.5689	7.8333	0.7356	6.5634	2.9634	3.9380	0.3380
1973	8.3208	6.7142	1.6066	6.3734	2.7734	4.4614	0.8614
1974	8.5080	5.8750	2.6330	6.5168	2.9168	5.2134	1.6134
1975	8.8543	5.2222	3.6321	6.7806	3.1806	6.1038	2.5038
1976	9.4000	4.7000	4.7000	7.2000	3.6000		
1977	8.9018	4.2727	4.6291	7.5003	3.9000		
1978	8.4637	3.9166	4.5471	7.7779	4.1779		
1979	8.0929	3.6154	4.4775	8.0584	4.4584		
1980	7.7604	3.3571	4.4033	8.3219	4.7219		
1981	7.4779	3.1333	4.3446	8.5917	4.9917		
1982	7.2194	2.9375	4.2819	8.8476	5.2476		
1983	6.9908	2.7647	4.2261	9.1029	5.5029		

(注) * 村上により計算。方法は本文。

表10の結果は、制度発足1年後の退職者が負担の9.9倍の給付を受けたのを最高倍率として1973年退職者の8.3倍まで下がるが、その後再び1976年の9.4倍まで上がり、その後は徐々に下落している。しかし1983年退職者がなお拠出元利合計の7倍の年金総額を受給する結果は注目すべきである。この倍率の逆数が、受給する年金の総額に対する拠出元利合計の比率であるが、1983年退職者のそれは14.30%である。これは先に引用したCPP運営委員会の指摘、おそらく厳密な計算に基づく1983年退職者全員に関する平均値であろう、16%に対応するものである。

石油危機以降のインフレの下でCPP年金のインデクゼーションの年率は5%よりも高かった。インフレ率を5%よりも引き上げたときのB/C比率に与える影響はどの年の退職者にも同じである。 ρ はBの計算式のDにのみ含まれているからである。所与のインフレ率におけるDを計算して、5%の ρ の場合のDとの比率を求めて、表10の各年のB/C比に乘じればよい。表10の仮定の $\rho=5\%$ 、 $i=7.5\%$ のときの $D=13.4904$ であった。 $\rho=6\%$ とするとB/C比は、5%のときの1.0696倍、 $\rho=7\%$ とすると1.1452倍となる。それゆえ表10の倍率(1)はミニマムな推定といえ

よう。

拠出保険料の元利合計の7～9倍の年金が支払われるのであれば、CPP基金の費消されつくされるのが間近いこともうなずかれうるが、それでは、前成熟段階におけるこの時期の年金や保険料の水準はどうあるべきであったのであろうか。どの世代が最も「得をしたか」という判断ができるためには、「前成熟段階における適正倍率」を基準として設定しなければならない。制度の発足時すでに就労していた人々にとって拠出期間が少ないことは個人の責任ではない。したがって、年金成熟に達したときには、すなわち47年の就労期間後には、B/C比率は1に等しくなるべきと考え、それ以前の退職者は、B/C比が[47/拠出年数]に等しい倍率をもつことは当然であると考え、この倍率を適正倍率と考えるとしよう。表10(3)の示すように適正倍率と実際の倍率の差は、初期の退職者では極めて大きいのであるが、1971～72年頃にはほとんど近似していたのである。しかしその後実際の倍率は1976年までは上昇しその後の下落も緩慢であったため、両倍率の差が最も大きいのは1976年の退職者(1911年生まれ、現在72～73歳の人々)であり、その後も差はかなり大きい。両倍率の差が各年の退職者における「過大な」倍

率であり、それは例えば1983年退職者の場合、保険料元利合計の4倍強である。

次に所与の年金総額現在値 B を適正倍率で実現するには、保険料率は何%でなければならなかったかを計算したものが、表10(4)の適正保険料 r^* である。(3-4)式の示すように保険料元利合計 C は、 $C=rA$ で、すでに $r=0.036$ で各年の C を表10のために計算したから、この C を0.036で除せば A が得られる。 r^* を適正保険料と呼ぶ理由は、

$$\begin{aligned} B(l/47) &= C = r^* A, \\ r^* &= (B/A)(l/47) \end{aligned} \quad (3-6)$$

の式が示すように、前成熟段階では、所与の年金総額現在値 B に、[拠出年数/47] 比を乗じた額が、保険料元利合計に等しくなるように負担することを公平とみなし、その必要保険料を求めたからである。この場合 B はすべての年次において同じルール、「退職前3年間の平均報酬上限の25%」によって退職時の年金が決定されたものと仮定している。適正保険料率は実は現行の3.6%の倍以上のレベルから出発しなかったことを示している。しだいに実際の保険料率との差が縮小したが、1976年以降再び差は拡大してしまった。発足後17年以上の今日まで料率を3.6%に据え置き、年金決定方式は同じルールを保ち、年金決定の土台となる報酬上限を平均賃金水準に合致させるべく、年率12%余も引き上げてきたということは、全く後の世代の拠出分をくいつくすままに放置したというほかはない。拠出年数に比例した B/C の倍率を妥当なものとするれば、1976年以降のこの保険料率の適正料率とのギャップ拡大は肯定しうる公平上の基礎をもたない。

さらに初期10年の退職者は実は後世代と同じルールで年金を決定されたのではなく、[拠出年数/10] の比を乗ぜられた減額年金を受け取っていたのである。この実際の受け取り年金総額現在値を(3-6)式の B に代入して r^* を計算したのが、表10の(6)である。これは(7)の示すように、1970年退職者までは現行の3.6%よりもはるかに低い。同じルールで年金を決定したとしても、その適正保険料率との差は1977年以降の退職者ほど

大きくはなかったのであるが、初期数年の退職者は減額年金を受けたことによって、むしろ「過大に」負担したわけであり、基金をより多く“くって”しまったのではない。後世代の退職者の方がますます多く“くって”しまったのであるといえよう。

以上の計算はすべて、発表された各年の標準報酬上限 Y_{mt} と、標準報酬下限 E_t のデータのみに基づき、既存の保険料、退職年金決定ルールを用いている。今後、もし E_t をつねに Y_{mt} の10%レベルに設定し、 Y_{mt} の上昇率を平均賃金の上昇率 g に一致させてゆくとするならば、上記の公平基準に合致する各世代別の給与が報酬上限に等しい個人の適正保険料率の計算は、より単純化され、次式によって可能となる。

$$r^* = \frac{0.25D[(1+g)^l + (1+g)^{l-1} + (1+g)^{l-2}] \frac{l}{47}}{2.70G}$$

$$\text{ただし } D = \frac{(1+i) \left[1 - \left(\frac{1+\rho}{1+g} \right)^{16} \right]}{i-\rho} \quad (3-7)$$

$$G = \frac{(1+i)[(1+i)^l - (1+g)^l]}{i-g}$$

先の例と同様に、名目利子率 $i=7.5\%$ 、インフレ率 $\rho=5\%$ 、名目賃金上昇率 $g=7\%$ と仮定し、拠出期間 l が47年ある人の場合の適正保険料率 r^* を(3-7)式によって計算してみると、 $r^*=6.66\%$ である。これが現在のCPPの退職年金決定ルールを維持しつづけた場合、成熟段階に入ってから以降の退職者が B と C を一致させるに必要な保険料率、いわゆる内部収益率である。適正保険料率とは内部収益率に[拠出年数/47]の比を乗じたものである。過去には報酬上限や下限の引き上げ率は一定ではなく、その水準の実際のデータが与えられていたので、(3-4) (3-5) (3-6)の各式を用いる方法で適正保険料率を計算したのである。適正倍率とは内部収益率の代わりに実際の保険料率を代入した B/C 比率に[拠出年数/47]の比を乗じたものにほかならない。ペサンドーレア(1977年)はすべて1966年時現在値であらわされた $(B-C)$ の値を世代間に比較しているが、[拠出年数/47] を乗じて適正さを考える視点はない。 $(B-C)$ の差額そのものよりも、適正保険料

率を求める方が、各人が今後提案される保険料率と自分の世代の適正保険料率とのギャップを知り、世代間に比較をするうえでも明瞭で、年金改革上有用ではないかと考える。デントソーロブスペンサー(1980年)の推計²⁵⁾によれば、表5の老齢人口比率の悲観的な低位予測の方に依拠した場合、年間の保険料収入と年金支払額が一致する賦課方式に必要な保険料率は、

1990年	2000年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
4.24%	5.31%	6.15%	7.96%	9.31%	8.68%	8.72%

と予測されており、意外に低い。

上のように今後保険料率が引き上げられた場合、*B/C* 倍率はどう変化するかを計算した結果が表11である。表10の計算と同様に、名目利子率7.5%、インフレ率5%と仮定した。標準報酬上限は平均賃金と一致するまでは12.5%で引き上げ、一致後は平均賃金と同率で上昇することが1975年に決定されているが、実際は表9に示したように12.2%程度の上昇である。12.2%で1984年以後上昇すると仮定し、平均賃金が1982年の20,300ドルから7%で上昇すると仮定すると、1987年には報酬上限が平均賃金に追いつく。そこで1987年以降の報酬上限は年率7%で上昇と仮定している。計算の結果、制度発足75年後の2040年に *B/C* 倍率はようやく1に達し、年々これに近づくことが示された。料率引き上げの始まる1990年以降の若年世代の料率は積立方式をとったとしても自らの年金をまかなうにも必要な料率であり、決して過大

な負担ではないことが明らかになった。しかし彼らはそれまでの特に1975年以降の4倍強にもなる“過大”な *B/C* 倍率に比して自らの倍率の小さいことに不満をもつであろう。初期10年の退職者には拠出期間に比例した減額年金としながら、1976年以降には満額とし、保険料率を引き上げなかったことは、やはり1976～1989年のあいだの退職者に大きな過大給付を与えており、世代間不公平の批判は免れえないであろう。

(注)

- 1) 現在、カナダ10州と2準州のうち、ノヴァスコシア、ケベック、オンタリオ、マニトバ、サスカチワン、アルバータ、B.C. の7州が同様の老齢者所得補足制度をもっている。これは生活保護制度に相当する州管轄の公的扶助制度 (Canada Assistance Plan, CAP) とは別のものである。
- 2) Canadian Tax Foundation, The National Finances, 1982-83, p. 133.
- 3) 産業平均賃金は1982年、20,300ドル、報酬上限は16,500ドルであった。その後前者が名目上昇率7%、後者が12.5%で上昇するとすれば、1986年頃ほぼ一致する。
- 4) カナダ公的年金制度の歴史については以下を参照。Economic Council of Canada, One in Three: Pension for Canadians to 2030 (1979, Minister of Supply and Services Canada). Kenneth Bryden, Old Age Pensions and Policy Making in Canada (1974, McGill-Queen's University Press).
- 5) CPP と QPP は共通の原則によって運営されているので、以後紙幅節約のため両者を合わせて CPP と略記する。
- 6) 被扶養の子供とは18歳未満で未婚の子供、および18～25歳未満で大学の正規の学生で未婚の子供を指す。
- 7) なお CPP の退職年金受給権は、離婚した場合、配偶者のもつ受給権を二分して、非加入の配偶者に与えられる。
- 8) Robin W. Boadway, and Harry M. Kitchen, Canadian Tax Policy (Canadian Tax Foundation, 1980), p. 221.
- 9) カナダでは金利は自由化されているため、取り扱う金融機関により RRSP の利子率も異なる。これは代表的な Canadian Imperial Bank of Commerce のケースである。
- 10) Ontario Economic Council, Pensions Today and Tomorrow (Ontario Economic Council, 1983), p. 64, Table 6.
- 11) Lawrence H. Thompson, The Social Security Reform Debate, Journal of Economic Literature, 1983 Dec., Vol. 21, 1425-67.

表 11 年金／保険料倍率の予測

年	(1) B/C 倍率	(2) 適正倍率	(3) (1)-(2)
1984	6.7913	2.4737	4.3176
1985	6.6002	2.3500	4.2502
1986	6.4330	2.2380	4.1950
1987	6.2132	2.1363	4.0769
1988	5.9244	2.0435	3.8809
1989	5.5882	1.9583	3.6299
1990	5.2605	1.8800	3.3805
2000	3.1837	1.3428	1.8409
2010	1.9571	1.0444	0.9127
2020	1.5591	1.0000	0.5591
2030	1.2223	1.0000	0.2223
2040	1.0092	1.0000	0.0092

- 12) J. J. ローザ『年金・崩壊の危機』(東洋経済新報社 1983), 収録高山論文 p. 51.
- 13) James E. Pesando and Samuel A. Rea, Jr., Public and Private Pensions in Canada: an economic analysis (University of Toronto Press, 1977), p. 89, Table 10 に連邦保険局の1973年推計を掲載。
- 14) 厚生省人口問題研究所『日本の将来人口新推計』(1981年11月)による。
- 15) Frank Denton, Christine H. Feaver and Byron G. Spencer, The Future Population and Labour Force of Canada, Projections to the Year 2051 (Supply and Services Canada, 1980), p. 32, Table 5-4. この人口推計は重要視されている。
- 16) Statistics Canada, Historical Statistics of Canada (1983)より計算。ただし1976年までの記載のため, 1981年は『国勢調査』(National Census of Canada, 1981)より計算。
- 17) 村上雅子『社会保障の経済学』(東洋経済新報社, 1984), p. 100.
- 18) 17)第6章。
- 19) Canadian Tax Foundation, The National Finances, 1982-83 (Canadian Tax Foundation, 1983), p. 41-42.
- 20) A. Asimakopulos, The Nature of Public Pension Plans: Intergenerational Equity, Funding, and Saving (Ministry of Supply and Services, Canada 1980), ペサンドーレアについては13)の文献。
- 21) National Council of Welfare, Financing the Canada Pension Plan (Ottawa, National Council of Welfare 1982), p. 18.
- 22) Business Committee on Pension Policy, Cost Study, (Sept. 1983), p. 25 [注10) 文献 p. 52 より引用]。
- 23) 代表的なものとして, Department of Insurance, Canada Pension Plan, Statutory Actuarial Report No. 3 (1974), Frank T. Denton, A. Leslie Robb and Byron G. Spencer, The Future Financing of the Canada and Quebec Pension Plans: Some Alternative Possibilities (Minister of Supply and Service, 1980), および13)の文献。
- 24) 実際はすべて月数や月額で規定されているが理解しやすいため, 年数, 年額で定義した。算式は13), 10)に数式で示されているが, なお Canada Pension Plan Act の諸規定を参照した。
- 25) 23)の文献, モデルの仮定の詳細はこの文献参照のこと。単純に一定のインフレ率や賃金上昇率, 利子率を仮定したのではなく, これらがモデルによって決定されるものとしたからである。
(むらかみ・まさこ 国際キリスト教大学教授)